

1. 会合名	非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ（第 33 回）
2. 日 時	令和 6 年 11 月 7 日（木）13:30～14:30
3. 議 案	○ J-Ships における適用対象の追加等に係る論点及び検討事項等
4. 主な内容	○J-Ships における適用対象の追加等に係る論点及び検討事項等 事務局より、資料に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり自由討議が行われた。 【コメント・質疑応答要旨】 ➤ 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘に関する規則」（以下、J-Ships 規則という。）は金融商品取引法上の特定投資家私募・私売出しを行う際の自主規制規則であると理解しているが、受益証券発行信託の受益証券（以下、「当該有価証券」という。）を J-Ships 規則の対象有価証券に追加することに際して、法令等の改正は必要とならないのか。 → 特定投資家私募・私売出しについて、一義的には法令で対象有価証券を限定していないと理解している。しかしながら、特定投資家私募・私売出しを行う際には特定証券情報の提供又は公表が法令上求められており、当該特定証券情報の様式については金融庁告示により J-Ships 規則において定めるものとされている。現状、J-Ships 規則の対象有価証券に当該有価証券は含まれず、当該有価証券を想定した特定証券情報の様式も整備していないことから、特定投資家私募で扱えないという関係になっており、このような状況を解消すべく今後の対応に向け本ワーキング・グループにおいて議論いただいているところである。なお、本件については金融庁へ事前に相談したうえで、今回、自主規制上の措置として、J-Ships 規則の改正による対応をご議論いただいている。 ➤ J-Ships 規則に基づかずとも、特定投資家を対象にした少人数私募なども可能であると理解しているところ、当該有価証券を J-Ships 規則の対象に追加する必要はどういったところにあるのか。 → 50 名未満の特定投資家を勧誘対象にするのであれば少人数私募で対応可能である一方で、50 名以上の特定投資家を勧誘対象とする場合には特定投資家私募として整理する必要があるところ、要望会社としてそれなりの規模の発行を想定しているので J-Ships での措置を要望しているとのことである。 ➤ PE ファンド持分については二項有価証券であり、第二種金融商品取引業協会の所管商品であると認識しているが、日本証券業協会の規則において対応すべき事項なのか。 → ご指摘のとおり PE ファンド持分は二項有価証券に該当するため、第二種金融商品取引業協会の所管であるが、本件で証券会社が最終的に販売することとなる受益証券発行信託の受益証券は一項有価証券に該当するものであり、日本証券業協会の所管となる。 ➤ トークン化有価証券による発行を行う場合に必要となる分別管理については、日本証券業協会が定める分別管理の留意点を示した「顧客資産の分別管理 Q&A」に従う必要があるのでご留意いただきたい。また、株主としての権利がきちんと行使できるようにすることなども含め、店頭有価証券のトークン化有価証券としての発行をどのように取り扱うかご意見をいただきたい。 以 上

5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-6665-6770）